

利用料見直しのお知らせ

平成30年4月より、ひまわりクラブの利用料を見直します。

【見直しの目的】

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、所得に応じた利用料負担の公平性を高めることを目的に、多子減免の導入や免除区分の細分化を行うため、利用料の見直しを行います。皆様のご理解をお願いいたします。

【主な見直し内容】

- ①利用料の上限額が6,900円から8,400円に変更となります。
- ②新たに多子世帯への減免を行います。(第2子を1/2免除、第3子以降を無料)※一部の世帯を除く
- ③所得に応じた免除区分の見直しを行います。
(平成25年度から開始した年少扶養控除等のみなし適用について、平成30年4月からは年少扶養親族等の人数に関わらず、年少扶養親族1人分のみ控除となります。)

【料金表】

●現在の利用料

免除区分(両親の合計額)	利用料
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	2,300円
市民税所得割額10,000円未満	3,450円
市民税所得割額10,000円以上235,000円未満	4,600円
市民税所得割額235,000円以上	6,900円



●新利用料(平成30年4月から)

免除区分 (両親のH29年度市民税所得割額の合計)	利用料		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	2,300円	1,150円	0円
市民税所得割額48,600円未満	3,450円	1,700円	0円
市民税所得割額48,600円以上97,000円未満	4,600円	2,300円	0円
市民税所得割額97,000円以上140,000円未満	5,550円	2,750円	0円
市民税所得割額140,000円以上235,000円未満	6,500円	3,250円	0円
市民税所得割額235,000円以上336,000円未満	7,450円	3,700円	0円
市民税所得割額336,000円以上	8,400円	8,400円	8,400円

多子世帯の負担を軽減するため、
第2子を半額、
第3子以降を無料にします。



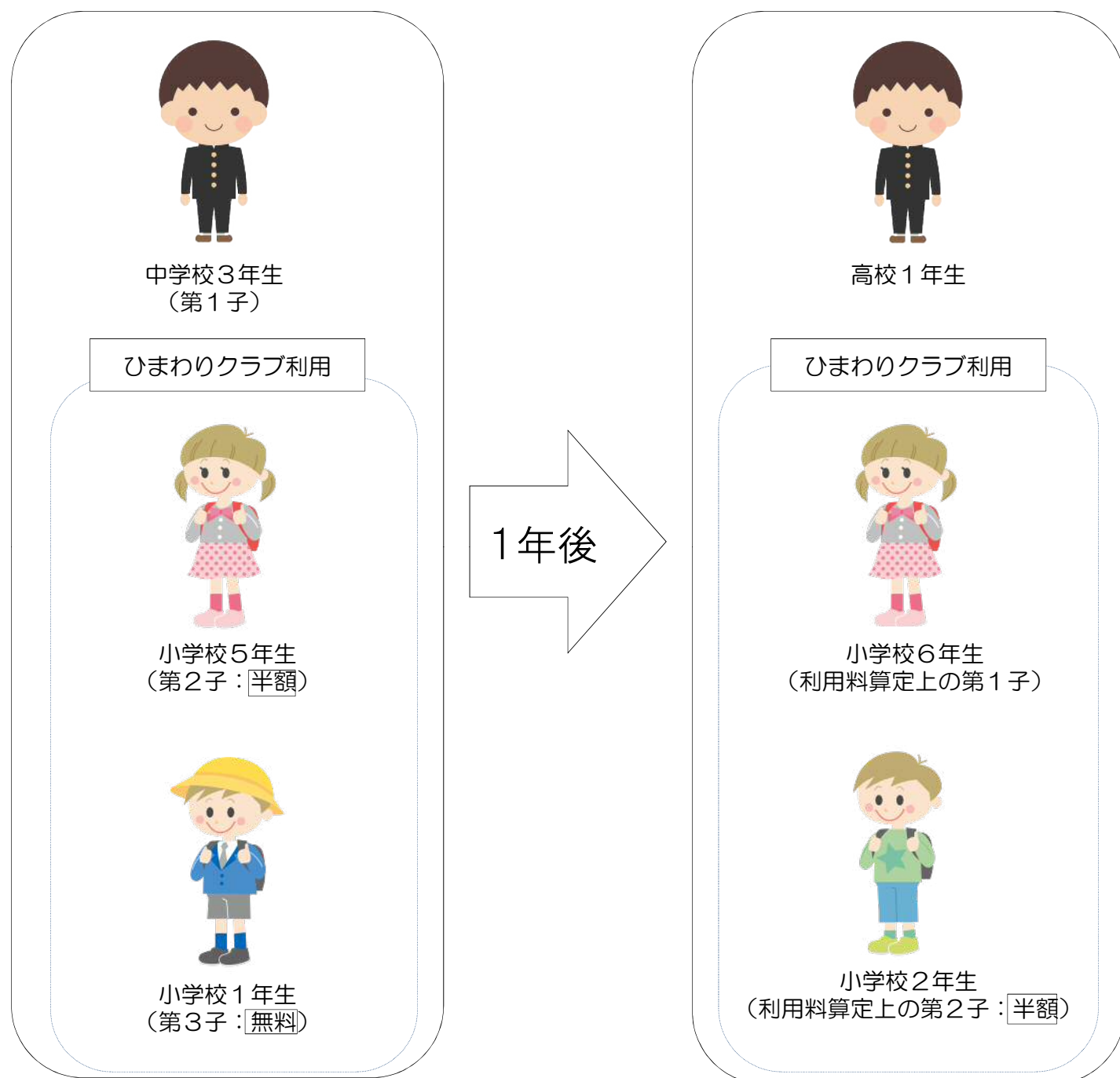
新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

※裏面もご覧ください。

【多子減免について】

同一世帯で15歳（中学校3年生）まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて2人目の場合を「第2子」、3人目以降の場合を「第3子以降」として利用料を決定します。

（例）中学校3年生、小学校5年生、小学校1年生のきょうだいの場合



【ひまわりクラブ利用料に関するお問い合わせ】

新潟市こども未来部 こども政策課 育成支援係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-226-1197 FAX 025-224-3330

(月～金曜日：午前8時30分～午後5時30分)